

NO	意見等の要旨	パブリックコメントの意見	町の考え方
1	「隣人力」「地域力」を高める(P.36)	「福祉計画」といえば、障害者や介護者、困窮者など生活弱者に焦点を当てた取り組みになりがちです。本文でもそれが色濃く反映されているようです。 財政支援の伴うこれらの課題は、行政主導のもと一層の制度的な充実を期すべきは当然として、大切なことは「行政の手の届き難い」住民の相互支援体制をどのように作っていくかにあると考えます。	相互支援体制は、行政が仕組みを作るだけで機能するとは考えていません。様々な支援や協力を行う中で、地域の福祉に対する関心が高まることで、相互支援の体制が出来上がっていくと考えています。
2	「隣人力」「地域力」を高める(P.36)	「ネットワークづくり」この一言が全体を流れるキーワードと理解しました。 形ではなく心で結び心が通う配慮が基本条件です。形をつくるのは容易であっても、それを線で結び面にする地道な仕事が必要とされます。 ネットワークづくりには、地域のイベントや身近な居場所情報、危機の予知や伝達情報など日常的な住民間の情報伝達システムの構築が何よりも重要と考えます。ネットワークづくりの基本になる命題です。この大きな課題の欠落が残念です。 新しいプロジェクトを立ち上げ独自の情報通信システムを構築すべきです。住民全員が共有する生活情報の簡易な情報交換システム、構想だけでも作るべきです。	現在、町では、防災・防犯、学校、徘徊高齢者に関する情報提供のメールマガジンがあり、希望者に対し、さまざまな情報を提供しています。住民の方すべてに生活情報の交換システムを提供することは現時点では困難とは思いますが、行政として、住民の皆さんの必要な情報をできる限り多くの人知ってもらえるような工夫は必要であると考えています。
3	計画の評価方法(P.42)	第4章の「見守り隊」や「ボランティア」など具体的な手順では、福祉課など直接関係する既存の組織が担当となっています。既存組織の陥り易い思い込みや専門機関のもつ独善性など時として妨げとなるケースは間々あるものです。 役所の縦割り行政の歪みを避ける意味からも、違った視点から展望できる複数の組織が常に関与できる組織体制が必要です。実行計画段階こそ住民参加の会議体も残すことによりこれらの心配も払拭できるものと考えます。	計画策定後は、計画の進捗管理をするために、地域福祉推進委員会を毎年1回開催する予定で、継続性や新たな考えも必要であることから、年齢や性別にも配慮し、委員の構成については、今後検討していきたいと考えています。
4	施策の展開(P.27)	行政の事業に「委託事業」があります。成人式、高齢者教育、コミュニティーなど様々です。ほぼ丸投げ事業です。「良きに計らえ」では行政の意図するところは伝わりません。理念なき事業となります。行政側の意志が伝わり十分な意思疎通を確認しあう「委託事業」であってほしいのです。 本計画の遂行に当たっては、行政が直接手を下すものや委託や側面支援の形態をとることも多くあると思います。いずれの場合であっても、行政は基本理念の浸透に強いリーダーシップを発揮する気構えを切望します。 計画大綱を実効あらしめるためにも、第1章から第3章にある現状分析と課題化の趣旨が原点です。これとの対比で理念を実現する、これに尽きると考えます。	本計画は、基本理念である「みんなが笑顔で支え合う 集えるまち」を実現するために、基本目標や基本施策を設定し、具体的施策に展開をしています。 具体的施策は、行政だけではなく、住民の皆様や地域、関係機関の連携協力のもと、それぞれの力を発揮する場面において、常に基本理念、基本目標を意識した施策の実行をしていきたいと考えています。
5	誰もが参加できる、身近にある活動の場づくり(P.28)	東ヶ丘には交流館という立派な居場所があります。しかし、利用実態は限られた高齢者に偏っているようです。本計画の目指す趣旨からいえば、十分効果が発揮されているとはいえません。 どこに問題があるのか、どうすれば改善されるのか、この鍵を解くアプローチこそが本計画に求められる姿勢だと思います。これに類する事例は各地域で多く散見されるのではないのでしょうか。	町内の公の施設は、現在、有効活用できているとは言い難い状況です。今後、各地域に居場所を設置する際に、公の施設の有効活用を視野に入れながら、検討を進めていきます。
6	福祉の相談窓口の充実(P.31)	5年後に完成される「包括ケア体制」の構築とは、どのような姿をイメージすればいいのでしょうか。単純な質問です。文面だけではよくわかりません。	医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスの5つを分断して提供するのではなく、利用者のニーズに合わせて切れ目のない支援を一体的に提供していく体制が地域包括ケアシステムです。計画本資料にイメージ図を挿入する予定としています。
7	施策の展開(P.27)	目標を2年以内、5年以内とほぼ一律に決めて設定した訳は。	5年以内と設定したのは、関連する高齢者福祉計画、障害者福祉計画などと期間を合わせることで、次の策定期間には横断的に計画を策定できると考えたためです。 また、計画の中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを図るために、2年を前期の区切りとしました。
8	施策の展開(P.27)	施策の目標設定が〇年以内となっているが、平成〇年までの方が、後から見てわかりやすいのでは。	期限を表記することで、目標達成への過程が明確になるため、平成〇年までという表記に修正します。
9	福祉の相談窓口の充実(P.33)	CSWを2年以内に1名以上設置とあるが、「生活支援コーディネーター」1名の設置がほぼ決まっているのであれば、最初から町で2名(南部・北部各1)設置できないか。	現時点では、生活支援コーディネーターの設置は決まっていますが、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)も生活支援コーディネーターも住民、行政、コミュニティ、福祉関係者、医療などとネットワークを構築し、地域の様々な困りごとを解決し、支援の仕組みを作っていく役割を担います。まずは、活動の土壌づくりを行い、平成29年度中に2名設置できるよう進めていきたいと考えています。
10	「隣人力」「地域力」を高める(P.36)	基本目標3の具体的施策に「隣人力」「地域力」を高めるための新たな事業を行うとあるが、現時点でより具体的に表すことはできないか。	隣人力、地域力を高めるための事業については、地域の実情に合わせて実施する必要があると考えます。町内全てで同じ事業で実施することは困難であるため、具体的な事業は記載していません。
11	計画の評価方法(P.42)	計画の評価のチェックシートは誰が作るのか	チェックシートは、担当課で作成します。それを毎年、地域福祉推進委員会で委員の皆さんに評価していただく予定です。
12	計画の評価方法(P.42)	評価する機関を委員会だけではなく、第三者も入れてはどうか。	計画の進捗管理や評価は地域福祉推進委員会で行ってまいります。評価については、継続性も新たな考えも必要であることから、委員の構成については、今後検討していきたいと考えています。
13	各分野別計画(P.5) 福祉の相談窓口の充実(P.33)	今回の地域福祉計画は、先行してPBコメントを実施確認済みの「高齢者福祉計画・障害者いきいきライフプラン・子ども子育て支援事業計画・いきいき健康プラン21」をもとに作成されていると認識しますが、「介護保険事業計画」と「不登校・引きこもり」に関する内容は見当たりません。介護保険に関しては、介護保険料の推移(どこまで上がるかの不安は常にあります。)と、介護サービスの低下に対する課題の指摘をします。 更に、今回の福祉計画では、具体的施策に「地域福祉の担い手における相談の受付(3層)」も目標化され、人材の確保はボランティア活動範囲を超えているように感じています。	この計画は、直接介護保険制度について記述はしていません。介護保険については、東海市、大府市、知多市、東浦町で構成する知多北部広域連合により、計画が策定されています。今後の介護保険料の上昇やサービスの低下を招かないためにも、地域福祉を充実させ、地域で高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など全ての人を支える仕組みが必要であると考えます。 また、地域福祉活動を行う方は、活動の中で異変を感じた場合に、速やかに関係機関につないでいただくことを考えており、直接支援していただくことは想定していません。地域住民皆さんが福祉意識をもって、日常生活で変わったことや異変があった場合に、速やかに関係機関につなぐことができる体制を整える必要があると考えています。

14	計画の圏域(P.25) 誰もが参加できる、身近にある活動の場づくり(P.27)	<p>25頁に「町全体(第1層)・小学校区(第2層)・組班(第3層)とあります。この区分に従い第4章「施策の展開」を見ますと、「施策名」の「1・2・3層」で、何も進んでいないところは「3層」という印象を受けます。</p> <p>その中で組・班(第3層)の範囲認識を質問します。私は、コミュニティセンターの区議員単位と認識しました。それでよろしいですか。</p> <p>27頁に具体的施策(2層)[目標「2年以内に常設型の居場所を1カ所以上設置し、5年以内に各地域に1カ所以上設置します」とあります。この地域に対する考え方を質問します。</p> <p>更に、1・2層の居場所確保(新規事業)は、公共施設中心の原則と認識しますが、3層は「居場所・人材・財源確保」に困難を感じます。これらの確保にどこまで期待出来るか疑問を感じます。「居場所・人材・財源確保」のマニュアル作成等を考えていますか。</p>	<p>日常的な近所づきあいや見守り、ちょっとした手助けがし合える関係性からコミュニティの組・班の単位を第3層に設定しています。</p> <p>常設型の居場所の設置につきましては、基本的に第2層の地域(小学校区)を考えていますが、現時点では第2層よりも各コミュニティで設置することを想定して、「各地域」としています。</p> <p>現時点では、居場所の確保については第3層では考えていませんが、運営するための人材の確保、財源の確保は当然必要であると考えます。いろいろな形の居場所があるため、マニュアルを作ることは考えていませんが、福祉課や社会福祉協議会で居場所で生じた議題の相談・支援をする必要があると考えています。</p>
15	福祉の相談窓口の充実(P.33)	<p>第1回目の会議では、施設の現場で実際に引きこもりや様々な相談が持ち込まれていて、役場で窓口のたらい回しになっているのでは指摘があったり、有識者の先生からもCSWを活用し、行政、各支援機関へのつなぎ役の必要性の御意見がありました。</p> <p>そういったことを踏まえ、実態調査としてまず町内でアンケートが実施されました。『生活で困った時、家族以外で相談する相手は誰ですか?』の問いに公的組織である・社協2%、・高齢者相談支援センター4%、地域子育て支援センター1%、障がい者相談支援センター1%、さらに相談場所がわからないが5%でした。これらの数字を目の当たりにして、行政はどれくらいの危機感を感じられたのでしょうか?</p>	<p>相談をすることは、解決への第一歩であると考えており、相談窓口の充実のため、行政、各支援機関へのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカーの必要性は認識しています。</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーは地域で活動していくことに加え、各支援機関とも密に連携をすることでつなぎ役を果たすことから、地域だけではなく、各支援機関への周知をはじめ、連携体制を構築していくくみ作りも重要であると考えています。</p>
16	福祉の相談窓口の充実(P.33)	<p>2025年団塊の世代が75歳後期高齢者を迎える頃、介護施設や介護士の不足に相反し、入居待機者の増加は安易に予想されます。国が在宅介護に舵をきった今、地域で医療・介護支援を行うだけではなくその家族がかかえる問題点を解決し、生活にかかわる様々な支援が与えられるような多職種のネットワーク作りがこれからの在宅を支えていく地域の力となるはずで。</p> <p>一部の近隣の市町ではまだ足踏みされているCSWが、5万人の東浦町だからこそ顔の見えるネットワーク作りに取りかかれたんだといえるよう、2年間の会議が無駄にならないように 行政の御理解と勇気ある前進で是非、CSWの来年設置を強く希望するものです。</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーの役割として、個々のケースを解決することはもちろん必要ですが、地域の課題を地域で考え地域で解決するしくみをつくることも非常に重要であると考えています。そのため、少し時間をかけて地域で解決するしくみの基礎を作り、コミュニティソーシャルワーカーがスムーズに活躍できる下地が必要であると考えています。</p> <p>また、生活支援コーディネーターは、介護保険の制度で、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行う役割を担い、コミュニティソーシャルワーカーと役割が重複する部分も多いため、兼務することも含め、検討する必要があると考えています。</p>